

かつら川

No.185



小菅村 ▲多摩川源流 (小菅村提供)

主な目次

大月法人会第12回定時総会	2
大月法人会会長退任・就任のご挨拶	3
山梨県法人会連合会第11回定時総会	6
大月税務署管内関係民間団体長会・支部活動報告 ..	7
青年部会活動報告	9
女性部会活動報告	12
その他の活動報告	16
令和6年度税制改正に関する提言(山梨県連) ..	18
大月税務署人事異動のお知らせ	22
大月税務署からのお知らせ	24
e-Tax 推進協議会からのお知らせ	26
健康情報(免疫力の高め方)	30
第55回神社めぐり(箭弓神社)	31



▲村の花「ミツバツツジ」
(小菅村提供)

消費税期限内納付

 法人会一声運動



大月法人会 第十二回定時総会 特別講演会

令和五年五月二十三日(火)、ホテル鐘山苑に於いて開催。定時総会開会前に、中国ウォッチングの第一人者である神田外語大学教授の興柁一郎氏による「いま中国で何が起きているのか」～習近平体制を讀み解く～と題する特別講演会を開催し、会員・一般含め約百五十名が聴講されました。



大月法人会 細田幸次会長 挨拶

定時総会では、令和四年度決算報告の承認を始め、予定されていた議案すべてが原案通り承認可決され、任期満了による役員改選では、理事五十五名と監事三名の承認後に臨時理事会を開催し、細田幸次会長が理事を退任されたことから、新会長に山口照義氏が選任されました。細田前会長を始め退任されました役員の皆様には、長年に亘り法人会活動へご尽力を賜りまして誠にありがとうございました。(新役員名は後記掲載)

来賓名

大月税務署長	佐藤 清様
東京地方税理士会	
大月支部長	梶原 稔様
山梨県法人会連合会	
会長	高野孫左エ門様
大月税務署法人課税第一部門	
統括国税調査官	下倉 貴幸様
大月税務署法人課税第一部門	
審理担当国税調査官	明石 裕也様
山梨県法人会連合会	
事務局長	植原 久様
大同生命保険株式会社多摩支社	
甲府営業所長	上大谷真幸様
AI G損害保険株式会社	
山梨支店長	大西 正人様
アフラック生命保険株式会社	
山梨支社長	川島 俊彦様

表彰

一、退任役員感謝状

二、会員増強表彰

前会長	細田 幸次様
前副会長	志村美貴代様
前常任理事	天野 太文様
前常任理事	立川 正史様
前常任理事	大森 剛仁様
前常任理事	倉澤 鶴義様
前理事	宮下 完爾様
前理事	桑原 安男様
前理事	外川 桂子様
前理事	井上 博之様
前監事	吉野 保美様
前理事相当	臼井佳津子様
前理事相当	渡邊ふく子様

三、保障制度元請会社優績社員表彰

大同生命保険株式会社
前川まゆみ様



特別講演会 興柁一郎氏

大月法人会 山口照義新会長 挨拶



大月税務署 佐藤清署長 ご祝辞



税理士会 梶原稔大月支部長 ご祝辞





退任役員感謝状贈呈



山梨県連 高野孫左門会長 ご祝辞

退任のご挨拶

公益社団法人大月法人会

前会長 細田 幸次



この度、五月二十三日開催の公益社団法人大月法人会第十二回定時総会におきまして、会長を退任いたしました。在任中には会員並びに税務当局を始めとした関係各位には公私ともに格別のご支援とご厚情を賜りましたこと厚くお礼を申し上げます。後任の会長には山口照義副会長が就任いたしましたので、これまで同様のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

振り返りますと、平成十一年開催の第十七回法人会全国大会（北海道大会）への参加を機に、平成十七年理事、平成二十三年副会長、そして新たな時代となる令和元年から会長職を拝命し、二十有余年に亘り法人会の活動とその運営に携わらせて頂くと同時に、会員を始め関係の多くの皆様と交流の場を得ましたことは、私にとってかけがえのない経験と財産になりました。しかしながら、会長職在任の二期四年の間、その殆どがコロナ禍にあつて、社会経済活動が制限され、法人会活動にも大き

な影響を及ぼしました。特に令和三年五月に創立満七十年を迎えるにあたり企画した記念式典、記念祝賀会は延期を試みたものの開催は叶いませんでした。

平成二十四年に公益法人への移行を経て、創立七十周年を迎え、先人たちが築き上げた伝統ある大月法人会は、従来から税知識の普及、納税意識の向上、円滑な税務行政への協力など、公益性の高い「税」を主軸に置いた活動に努めて参りました。とりわけ、青年部会が主催する「高校生への税に関する標語」、女性部会が主催する「小学生の租税教室及び税に関する絵画・絵はがきコンクール」は、次代を担う子ども達に税の意義や役割を正しく理解して頂く事業として定着し、関係の皆様方からも高い評価を得ています。また役員の皆様を中心に税務署との共催事業や全法連及び県連事業、各支部における税務研修会及び講演会の開催や各種委員会活動、会員増強等々に對しまして積極的に取組んで頂きまして心より感謝申し上げます。

社会を取り巻く環境が大きな変革期にある中、今後とも地域並びに税のオピニオンリーダーとして、新会長を中心に役員各位を始め、会員の皆様が一致団結し一層の公益性の高い事業推進に努め、地域に根差した真の公益法人になりますよう努力されますことをお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

この度、五月二十三日開催の定時総会及び理事会において、名誉ある第九代会長を拝命致しました。細田幸次前会長の後を受け歴史と伝統ある大月法人会会長職を精一杯努めさせていただきます。微力ではございますが、今後も地域の方々と共に学び、共に発展する公益法人を目指し取り組んで参りたいと考えておりますので、会員並びに税務当局を始めとした関係各位におかれましては、変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、三年余り続いていきます新型コロナウイルス感染症拡大も、この五月からはインフルエンザと同じ位置付けとなり、コロナ禍以前の日常が戻りつつあり、経済の柱と言われる観光産業が盛んな我が地域でもインバウンドの回復が顕著となるなど、国内経済が一段と活発化されることが期待されています。また本題の税制では、いよいよ来月十月から「インボイス制度」が実施され、さらに来年一月

就任のご挨拶

公益社団法人大月法人会

会長 山口 照義



には「改正電子帳簿保存法」が義務化されます。年々税制が複雑化される中で、私も大月法人会として、円滑な実施及び定着に向けた研修会や説明会を開催し、広く周知と啓発に努めて参る所存です。

私も法人会は長きにわたり、国や地方公共団体の根幹とも言える「税」の分野を中心に活動し、『税のオピニオンリーダーたる経営者の団体として、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する』という理念のもとに、さまざまな活動を展開しているところです。特に税の啓発を中心とする活動や地域社会への貢献活動が、各支部を始めとし、青年部会及び女性部会の柔軟な発想と機敏な行動力を活かして、その役割を積極的に果たしているところです。とりわけ、青年部会の「高校生の税に関する標語」、女性部会の「小学生租税教室及び税金絵画・絵はがきコンクール」は、公益の基幹事業となっており、関係の皆様からも高い評価を得ております。各支部並びに、青年部会・女性部会の皆様方に対し、深く敬意を表しますと共に心より感謝申し上げます。改めまして会員皆様方の法人会活動へのご理解ご協力ご参加を賜りますようお願い申し上げます。

結びに会員皆様方のご健勝と会員企業の益々のご繁栄をご祈念申し上げます。会長就任の挨拶とさせていただきます。

正味財産増減計算書合計表

科 目	令和4年度予算	令和4年度決算	令和5年度予算
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	700	180	700
特定資産運用益	7,523	2,439	9,275
受取会費	12,709,000	12,762,000	12,655,000
事業収益	8,040,000	4,853,909	8,070,000
受取補助金等	9,814,600	9,841,600	9,546,900
受取負担金	1,688,000	1,565,000	1,654,000
寄附金	100,000	85,000	100,000
雑収益	401,100	294,871	351,100
経 常 収 益 計	32,760,923	29,404,999	32,386,975
(2) 経常費用			
公益目的事業	21,042,542	20,770,633	21,449,174
収益事業等	9,278,766	7,635,589	9,349,305
管理費	2,908,437	3,395,140	3,153,686
経 常 費 用 計	33,229,745	31,801,362	33,952,165
当期一般正味財産増減額	△ 468,822	△ 2,396,363	△ 1,565,190
一般正味財産期首残高	243,996,255	243,996,255	241,599,892
一般正味財産期末残高	243,527,433	241,599,892	240,034,702
II. 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	9,297,100	9,297,100	9,206,900
受取全法連助成金	9,297,100	9,297,100	9,206,900
受取県連助成金			
一般正味財産への振替額	△ 9,297,100	△ 9,297,100	△ 9,206,900
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III. 正味財産期末残高	243,527,433	241,599,892	240,034,702

大月法人会役員

(順不同、敬称略)

顧問

滝口 哲夫

原田 威

相談役

堀内 富久 堀内電気(株)

長田 富也 アイトー電子(株)

新名 米光 (株)新名製作所

細谷 憲二 中央観光(株)

外川 凱昭 (有)山岸旅館

小林余し緒 小林工業(株)

★細田 幸次 (株)富士山アグリファーム

★志村美貴代 日伸総建(株)

小嶋 俊学 (株)山梨中央銀行吉田支店

★梶原 稔 東京地方税理士会大月支部

会長

★山口 照義 (株)メイト

副会長

川上洋一郎 川上建設(株)

梶原 秀博 (株)梶原工業所

吉沢 秀雄 (有)吉沢製パン

堀江 俊隆 (株)堀江製作所

★越石 賢一 (株)ミネルバ

★鈴木 誠一 (株)鈴木製作所

専務理事兼事務局長

小笠原能久 公益社団法人大月法人会

常任理事

土屋きよ美 (株)土屋製作所

三木 範之 甲陽産業(株)

★西室 信男 (有)西忠エージェンシー

餌取 一成 (有)印刷エトリ

★小林 清哲 (有)小林仏壇

渡邊 和彦 都留信用組合

堀内光一郎 富士急行(株)

伊東 貴也 伊東商店(株)

★小佐野昇一 (有)こみたけ売店

★吉元 潤 吉田精工(株)

高村 浩明 富士水熱設備工業(株)

柏木おさむ (有)フロスジャパン

★外川正知恵 (有)天下茶屋

★大石 秀世 (株)アトラス測量

理事

白木 孝郎 三共建設(株)

守屋 博文 (株)トーホー

尾形 直 (株)尾形製作所

市川 公子 市川リース(株)

内藤 定子 (株)ナイトー建商

清水美恵子 (株)龍美建設

平井 勉 (株)平井製作所

★天野 統一 濱野屋ティートラスト(有)

赤澤 克夫 山二商事(株)

金巻 裕 (有)中村薬局

山口 光子 (有)山口製作所

★奥秋 公大 奥秋建設(株)

菊地 明久 (株)長田電材工業

渡邊 稔 (株)渡辺商店

★鶴田みさ子 (株)ツルタ

★桑原 大輔 桑原電業(株)

★白須 一政 (株)シラス自工

★桑原 誠 秋山土建(株)

★大森 雄介 (株)大森工務所

渡邊 千恵 吉田タクシー(有)

白井恵美子 エスプラン(株)

★宮下 崇 テクト(株)

山下佐一郎 芙蓉実業(株)

横打香代子 (株)山梨重機

★武川 哲也 (株)CATV富士五湖

大森 保廣 (株)大森林業所

三浦 信 三浦化成工業(株)

河内 正子 (有)サンスペースアメニティ

★田中 良彦 さざなみ産業(株)

井出 泰済 (株)富士レークホテル

井出 隆 井出電気(株)

★渡邊 良孝 登り坂石油(株)

小林ゆくよ (株)コバヤシ工業

監事

佐々木弘之 (株)田中屋

★萩原 秀祥 (株)ユーシン

★小谷田 融 富士観光開発(株)

理事相当

吉澤 武司 富士航空電子(株)

小泉 裕次 (株)ユーキ

小高 洋子 (有)コタカ電化

小林 宏好 大一木材(株)

市川 賢一 (有)大中精機製作所

土屋 和也 (有)土屋輪業

★小俣 真吾 (株)丸真建設

中村 武 中村エンジニアリング(株)

佐波 佳子 (株)サナミ製作所

熊坂栄太郎 (有)丸栄不動産

堀内 慎也 堀内電気(株)

堀内 花代 堀建トーヨー住器(株)

★佐藤 誠 (株)佐藤ダンボール

★細田 浩一 (株)セントラルモーターズ

★桑原 貞雄 (株)桑原興業

山崎 泰洋 山崎織物(株)

★前田 市郎 (株)前田源商店

★前田正太郎 (株)マエセン

★萱沼 孝夫 (株)萱沼商事

小池 久司 (有)小池時計店

渡辺 浩次 渡秀工業(株)

★小野耕太郎 フジヤマ(株)

堀内 満 パイロット測量設計(株)

中村 元 (有)東京屋製菓

相生 光晴 富士急行(株)

岩田 伸吾 (有)寿司華

渡邊 三雄 三和建設(株)

★奥脇 芳弘 宮川電気(株)

★河野 大介 (有)河野保険事務所

渡辺 教彦 (株)渡辺工務店

渡邊 林美 登り坂石油(株)

中村 勝子 (株)オプトナカムラ

渡辺 松氏 (有)旅館松屋

三浦 敬伯 (株)サイコ

松浦 潤一 (株)エムティーシー

倉澤 光代 (株)協和生コン

(★印は新任)

山梨県法人会連合会 第十一回定時総会

令和五年六月二十日(火)、甲府記念日ホテルに於いて開催され、当会より十五名が出席。任期満了による役員改選が行われ、高野孫左工門会長が退任され、新会長に関光良氏が選任されました。

総会終了後の表彰式において、当会より次の方々が表彰されました。おめでとうございます。

全法連功労者表彰

前常任理事

濱野屋ティートラスト(有)

天野 太文様



理事

(株)ナイター建商 内藤 定子様



山梨県連功労者表彰

常任理事

富士水熱設備工業(株)

高村 浩明様



常任理事

伊東商店(株) 伊東 貴也様



山梨県連退任役員感謝状

山梨県連前副会長

(株)富士山アグリファーム

細田 幸次様



山梨県連 高野孫左工門会長 挨拶



山梨県連 関光良新会長 挨拶



山梨県連退任役員感謝状



全法連功労者表彰





関係民間団体長会 関係民間団体意見交換会

大月税務署管内関係民間団体事務局長会・団体長会が六月二日(金)、十四日(水)、大月税務署会議室に於いて開催され、令和四年度事業・決算報告及び令和五年度事業計画・予算を原案通り承認。



七月十九日(水)、ホテル鐘山苑に於いて、大月税務署定例人事異動後初めての関係民間団体長会を開催の後、税務署幹部職員及び団体役員等総勢九十七名出席の下、四年振りの意見交換会が開催され、新任の清田康隆大月税務署長以下署幹部職員の紹介を始め、税務署との意見交換並びに団体役員相互の親睦・交流が図られました。



支部活動報告

富士吉田支部役員会

五月二十六日(金) 都留信用組合本店



富士吉田支部セミナー

富士吉田支部主催による令和五年度富士吉田支部セミナーを六月二十一日(水)、ホテル鐘山苑に於いて開催。開会にあたり川上洋一郎大月法人会副会長、下倉貴幸大月税務署法人課税第一部門統括国税調査官よりご挨拶を頂きました。

第一部 講師 明石裕也氏



第一部の税務研修会では「電子帳簿保存法とインボイス制度について」と題して明石裕也大月税務署法人課税第一部門審理担当国税調査官より詳しく解説して頂きました。

第二部の特別講演会では静岡大学名誉教授で歴史学者の小和田哲男先生をお招きし「大河ドラマにみる戦国武将の先見力と決断力」家康 天下統一までの道のり」と題した講演会を拝聴いたしました。小和田先生は戦国時代史研究の第一人者であり大河ドラマでも数多くの時代考証を担当されてきたそうです。本能寺の変で信長を倒すものの計画が狂いその後豊臣秀吉ら連合軍に討伐された明智光秀、そして天下分け目の関ヶ原の戦いで大敗した石田三成。成功

と失敗、光と陰。同じ天下統一という志を持ちながらも、何が両者の明暗を分けたのか、歴史を紐解きながらわかりやすく解説されました。このような戦国武将の決断力と勝因や敗因を解説されたあと、経営者の方々に向けて組織活性化のためのヒントを教えて頂きました。戦国武将という興味深いテーマで、その戦法や戦略は現代の経営哲学にも通じるものがありました。また史実に基づいてドラマを作りたい小和田先生と視聴率を取りたいがために史実と異なる脚色をしてしまうプロデューサーとのせめぎあいもあると聞きましたがプロデューサーの意向に沿った形で作られてしまうこともあるとのこと。NHKを含めテレビや映画等で放映

第二部 講師 小和田哲男氏



されている歴史ものは史実が捻じ曲げられている可能性があるということとを頭に入れておく必要があるのではないかと感じました。

新型コロナウイルスの影響でここ数年中止になっていたセミナー終了後の意見交換会は4年ぶりに開催することができ、大月税務署からも署長以下三名の方にご出席頂き有意義な時間となりました。

富士吉田支部セミナーの開催にあたり親会・青年部会・女性部会の皆様にはご協力を頂きまして誠にありがとうございました。

富士吉田六支部
統括支部長 伊東 貴也

意見交換会

都留支部役員会
七月四日(火) 割烹ふるや

退任役員花束贈呈



青年部会活動報告

青年部会長退任の挨拶

青年部会

前部会長 吉元 潤



「初春の令月にして 気淑く風和
ぎ 梅は鏡前の粉を披き 蘭は珮後
の香を薫す」

二〇一九年五月。日本の暦、元号
が「平成」から『令和』へと変わっ
た。それと時を同じくして、私の部
会長としての法人会活動が始まりま
した。

冒頭の一説は、万葉集から取った
言葉で、『令和』の語源とも言われ
ている。政府は「この『令和』には、
人々が美しく心を寄せ合う中で、文
化が生まれ育つ、という意味が込め
られている。」とコメントしていま
す。

前任の小佐野昇一前部会長を引
き継ぎ、二期四年。就任翌年の

2020年からは新型コロナウイルス
感染症が世界的大流行に・・・。

そんな中、「何とか法人会活動を」
とひとり意気込んで、【自粛】に
よって引き裂かれた人間関係、組織
の体裁は、私の不甲斐なさも相まっ
て、上向くことはありませんでした。
コロナを理由にしくありません
が、思った活動が出来なかった事、
活動・取り組みに理解いただけな
かった事が心残りで、自責・悔恨の
念に堪えません。

「人々が美しく心を寄せ合う中で、
文化が生まれ育つ・・・『令和』の
願いは良い方向へ向かうのしょう
か？」

最後に、青年部会長としての在任
期間、応援いただき、協力をしてい
ただいた全ての皆様へ感謝申し上げ
ると共に、今後は宮下崇新部会長
の下、今まで以上にご支援・ご協力
を賜りますようお願いし、退任の挨
拶といたします。

青年部会長就任の挨拶

青年部会

部会長 宮下 崇



この度、公益社団法人大月法人会
第七代青年部会長を拝命致しました
宮下崇です。どうぞよろしくお願い
申し上げます。

昭和五十三年に大月法人青年部会
が発足してから、今年で四十五年目
を迎えることができました。これも
ひとえに、青年部会活動を日頃支援
して頂いている諸先輩方はもとよ
り、税務当局のご指導、大月法人会
事務局のサポートがあつてのこと
であります。この場をお借りして感謝
とお礼を申し上げます。

この伝統ある大月法人会青年部会
の部会長を務めさせていただくこと
となり、大変光栄であると同時に、
身の引き締まる思いであり、責任の
重さを強く感じております。

当部会は「納税道義の高揚と税知
識の普及啓蒙」を主柱に「会員資質

の向上と相互の親睦を図り、親会の
事業活動へ参画かつ推進に協力し、
円滑な税務行政の執行に寄与し企業
経営の健全な発展を図ること」を目
的としております。

今年度も青年部会の中核事業であ
る「高校生による税に関する標語」、
「少年野球教室」、「税金クイズ・少
年野球大会」などの事業活動を通じ
て、租税知識の普及啓発に貢献して
参りたいと思います。更には「環富
士山交流事業」、「全国青年の集い
山形大会」と事業が続きます。会員
同士の交流機会を創り、相互の親睦
を活発にしていきたいと思ひます。
会員の皆様のご参加、ご協力をお願
い申し上げます。

結びになりますが、再来年（令和
七年）に地元山梨にて「全国青年の
集い 山梨大会」が開催されます。日
頃の青年部会活動はもとより、山梨
大会の準備も同時に始まっておりま
す。改めまして関係各位の変わらぬ
ご支援、ご協力を心からお願い申し
上げます。併せて皆様方のご健勝と
ご事業のご繁栄を祈念致しまして、
就任の挨拶とさせていただきます。

青年部会役員

(順不同、敬称略)

最高顧問

天野 喜宗 (株)みどりや
小佐野紀之 (有)こみたけ売店
細谷 憲二 中央観光(株)
川上洋一郎 川上建設(株)
小佐野昇一 (有)こみたけ売店
★吉元 潤 吉田精工(株)
顧問 守屋 博文 (株)トーホー
餌取 一成 (有)印刷エトリ
山口 照義 (株)メイト
越石 賢一 (株)ミネルバ
小林 清哲 (有)小林仏壇
荻原 秀祥 (株)ユーシン
吉野 保美 (株)吉野土建
奥脇 芳弘 (株)宮川電気(株)
堀江 俊隆 (株)堀江製作所
赤澤 克夫 山二商事(株)
柏木おさむ (有)フロスジャパン
小池 久司 (有)小池時計店
中村 武 中村エンジニアリング(株)
鈴木 誠一 (株)鈴木製作所
三木 範之 甲陽産業(株)
山下佐一郎 芙蓉実業(株)
深沢 央 なだや(株)
渡邊 幸男 吉田タクシー(有)
伊東 貴也 伊東商店(株)
三浦 信 三浦化成工業(株)
佐々木弘之 (株)田中屋

菊地 明久 (株)長田電材工業

渡邊 良孝 登り坂石油(株)

★奥秋 公大 奥秋建設(株)

★渡辺 松氏 旅館松屋

部会長

★宮下 崇 テクト(株)

副部会長

★渡邊 三雄 三和建設(株)

★細田 浩一 (株)セントラルモーターズ

幹事長

★桑原 大輔 桑原電業(株)

上野原支部長

尾形 直 (株)尾形製作所

大月支部長(★監事)

西室 信男 (有)西忠エージェンシー

都留支部長

★佐藤 誠 (株)佐藤ダンボール

富士吉田支部長

★河野 大介 (有)河野保険事務所

忍野・山中湖支部長

渡辺 教彦 (株)渡辺工務店

河口湖支部長

★松浦 潤一 (株)エムティーシー

会 計

白須 一政 (株)シラス自工

大月支部長(親睦委員長)

市川 賢一 (有)大中精機製作所

都留支部長(広報委員長)

★堀内 慎也 堀内電気(株)

富士吉田支部長

★藤本 秀昭 第一測量(株)

河口湖支部長

★三浦雄一郎 (有)森の家久野屋

事業委員長

武川 哲也 (株)CATV富士五湖

幹 事

宮田 千治 ミヤ通信工業(株)

天野 統一 濱野屋ティートスト(有)

清水 偉也 (有)清水商事サービス工場

白輪地 厚 (株)三吉

平井 勉 (株)平井製作所

小泉 裕次 (株)ユーク

★小林 宏好 大一木材(株)

野武 直記 ユニテック(株)

小林 大希 (株)丸大産業

岩下 稔 (有)岩下産業

金巻 裕 (有)中村薬局

白須 資望 富士新幸(株)

鈴木 雅俊 (株)鈴木工業

★佐藤 哲也 (株)MTS

★堀内 敏男 (株)ツルタ

★程原 誠 (株)アウラテクノロジー

中村 哲 (株)丸正電器

平井 尚博 (有)平井製作所

羽田早一郎 (株)羽田印刷

★前川まゆみ 大同生命保険(株)

梶原 洋 船津観光(株)

小佐野睦浩 (有)小佐野設備

監 事

桑原 誠 秋山土建(株)

(★印は新任)



青年部会第12回定時総会
五月二十三日(火) ホテル鐘山苑

(11)

青年部会県連絡協議会

六月二十八日(水) 甲府法人会館



税に関する標語お願い

六月七日(水) 上野原市役所



税に関する標語お願い

六月七日(水) 上野原高校



青年部会役員会・意見交換会

八月八日(火) 大月税務署



税に関する標語お願い

六月七日(水) 日大明誠高校

◆水道衛生工事・保守

富士水熱設備工業株式会社

代表取締役 高村 明伯

〒401-0501 山梨県南都留郡山中湖村山中236-13

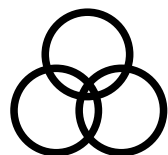
TEL 0555-62-0223 FAX 0555-62-3751

◆山中湖村役場前 レンタルボート&サイクル

湖明荘マリーナ (代表 高村 浩明)

ご予約専用電話 090-3243-2313

製鋼原料・非鉄原料・産業廃棄物処理業



伊東商店株式会社

— I · S · K · K —

since 1964

代表取締役専務 伊 東 貴 也

TAKAYA ITO

〒401-0511 山梨県南都留郡忍野村忍草2613-1

TEL 0555-24-2641 FAX 0555-24-0866 E-mail takaya-i@fgo.jp

女性部会活動報告

女性部会長退任の挨拶

女性部会

前部会長 志村美貴代



この度、令和五年大月法人会女性部会第十二回定時総会に於いて、女性部会長を退任することとなりました。女性部会長を八年間、山梨県連女連協会長を四年間、部会員の皆様はもとより、税務当局、親会、青年部会、関係各位のご指導、ご協力を賜りながら、任務を全うすることができました事を深く感謝申し上げます。

在任中には、平成三十年四月に第十三回全国女性フォーラム山梨大会が開催され、前年の鹿児島大会での事前PRと山梨大会の懇親会部門を担当するとともに、オープンングアトラクションでは、大月法人会コーラス部が全国デビューを果たし、大会に花を添えることができて、大変感慨深く生涯の思い出となりました。また同年九月には青年・女性部会の創立四十周年記念式典を挙行

し、大月法人会の歴史に新たなページを刻むことができました。特に直近の三年間ではコロナ禍という自由な生活が思いのほか長く続き、部会の活動にも制限がある中、工夫と新たな取り組みを模索しながら活動を続けてまいりました。

女性部会が担う法人会活動では、小学生の租税教室及び税に関する絵画・絵はがきコンクールの開催。福祉施設慰問活動、チャリティー収益金の社会福祉協議会へ寄付など、公益事業となる税知識普及・啓発活動や地域社会貢献事業を始め、部会員の親睦交流に資する事業にも積極的に取り組んで参りました。

法人会入会から四十数年、半世紀近い年月を共に歩んで、様々な異業種の経営者との出会・交流を重ねながら、大勢の方から貴重な情報とご指導を賜り、楽しくてとても有意義な法人会活動に携わることができました事は、生涯忘れられない思い出であり、大切にしたいと思っています。本当にありがとうございました。後任の鶴田みさ子新部会長に精一杯のエールをお送り致します。今後は親会の相談役、女性部会の顧問、県連女連協相談役として、皆様と共に法人会の発展に寄与して参りたいと思います。

結びに会員皆様方のご健勝並びにご事業の発展を祈念いたしまして、退任の挨拶とさせていただきます。

女性部会長就任の挨拶

女性部会

部会長 鶴田みさ子



この度、五月二十三日に開催された大月法人会女性部会第十二回定時総会において、第五代部会長を拝命致しました事は、身に余る光栄と同時にその任の重さに身の引き締まる思いです。前任の志村部会長には八年間の長きに亘り、強いリーダーシップを以って女性部会を牽引いただきまして誠にありがとうございました。部会設立から四十五年、長年に亘る諸先輩方の努力と苦勞の上に現在があるものと、深く敬意を表するとともに心より感謝申し上げます。

改選後の部会役員構成においては、世代交代が進行しつつありますが、新旧役員の皆様方のご協力を賜ると同時に、親会との密接な連携を図り、これまでの活動を継続するとともに、女性部会ならではの豊かで柔軟な発想と機敏な行動力を活かして、魅力ある女性部会を目指していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

いま法人会は、「公益に資する団体」としての役割をますます期待されており、会員のみならず広く社会全般の役に立つ活動が求められております。特に法人会の主要事業で、女性部会が担当する次世代への税知識の教育や納税意識の啓発事業となる「小学生租税教室及び税に関する絵画・絵はがきコンクール」は、次代を担う小学生に、税の意義や役割を正しく理解していただく事業として定着しております。またコーラス部を中心に行っている福祉施設への慰問活動や、青年部会との合同で開催する年末チャリティー収益金の管内社会福祉協議会への寄付事業は、地域社会に貢献する事業として好評を得ているところです。他にも多くの部会事業活動の取組みを控えておりますが、部会員一丸となつて一つずつ着実に遂行してまいれる所存でございます。部会員はもとより、事務局並びに税務当局を始め関係各位の変わらぬご支援ご協力を切に願ひ申し上げます。

結びに、皆様方のご健勝とご事業のご繁栄を祈念いたしまして、女性部会長就任の挨拶とさせていただきます。

女性部会役員

(順不同、敬称略)

顧問

奈良 紀子 (有)大和屋薬局

小林 余し緒 小林工業(株)

★志村 美貴代 日伸総建(株)

部会長

★鶴田 みさ子 (株)ツルタ

幹事長(上野原支部長)

★土屋 きよ美 (株)土屋製作所

大月支部長(副幹事長)

清水 美恵子 (株)龍美建設

都留支部長(★広報委員長)

★渡辺 なおみ 宝福祉タクシー

富士吉田支部長(★事業委員長)

河内 正子 (有)サンスペースアメニティ

河口湖支部長(会計)

★外川 正知恵 (有)天下茶屋

上野原支部長(広報副委員長)

志村 時江 ハリカ上野原

大月副支部長(★親睦委員長)

志村 ひろ江 志村クリーニング店

都留副支部長(★親睦副委員長)

★餌取 由香利 (有)印刷エトリ

富士吉田副支部長(★副幹事長)

白井 恵美子 エスプラン(株)

河口湖副支部長(★広報副委員長)

★中村 勝子 (株)オプトナカムラ

事業副委員長

渡邊 千恵 吉田タクシー(有)

親睦副委員長

渡邊 ふく子 (株)渡辺商店

コーラス部長

★渡邊 林美 登り坂石油(株)

幹事

中原 智子 (株)中原製材所

石井 明美 (有)島田交通

高橋 式子 (株)高橋建設

白井 佳津子 (株)白井自動車

市川 公子 市川リース(株)

小高 洋子 (有)コタカ電化

小林 聖子 ネスエンタープライズ(株)

湖山 和子 (株)湖山商事

内藤 定子 (株)ナイター建商

川村 真弓 立正堂印刷(有)

小林 登喜子 (有)神戸電工

白川 敏子 山陽精工(株)

山口 輝子 (有)山口乳業

石井 清子 規予

藤江 一枝 (株)共立機械

功刀 真佐美 桂商会(株)

山口 光子 (有)山口製作所

谷内 江美子 谷内建設(株)

程原 洋子 (株)アウラテクノロジ

菅谷 勝子 (有)すがや

堀内 花代 堀建トイヨー住器(株)

佐波 佳子 (株)サナミ製作所

★天野 宏美 (株)ミツワ精機製作所

★柏木 智恵 (株)柏木電工

浅沼 歌子 富岳物産(株)

日川 和子 (有)日川時計店

伊藤 道子 (有)伊藤

井出てるゑ (株)井出商店

横打 香代子 (株)山梨重機

高橋ます子 (有)ホディショップキタフジ

渡邊伊寿美 (有)ウイステリア

小山田可能子 (有)富士エコープレミアム

池上美奈子 (株)池上工務所

小林 ゆくよ (株)コバヤシ工業

外川 桂子 (有)山岸旅館

梶原 広子 船津観光(株)

監事

倉澤 光代 (株)協和生コン

森嶋 友子 (株)弘美インテリア

(★印は新任)

女性部会役員会

四月二十五日(火) ホテル鐘山苑



女性部会特別研修会

四月二十五日(火) ホテル鐘山苑



女性部会第十二回定時総会

五月二十三日(火) ホテル鐘山苑



女性部会上野原支部バザー協力

四月二十三日(日) 上野原市役所



女性部会上野原支部夏祭り参加

七月二十二日(土) 上野原市役所



女性部会都留支部研修会

六月二十九日(木) 山一



県連女連協役員会

七月二十七日(木) ベルクラシック甲府

県連女連協正副会長会

七月十二日(水)



小学生租税教室と 税金絵画コンクール 及び税金絵はがき コンクールの経過報告

毎年十一月十一日から行われる「税を考える週間」に先がけ、女性部会が主催する令和五年度小学生租税教室並びに税に関する絵画・絵はがきコンクールの事業を富士吉田支部が担当致します。以下経過を報告します。

二月九日 奥脇義徳富士吉田市教育局長を訪問。租税教室・税金絵画コンクールの趣旨をご理解頂き、富士吉田市立下吉田第二小学校での実施の内諾を頂きました。

二月二十一日 下吉田第二小学校篠原教頭先生、堀内茂富士吉田市長を訪問。当該事業実施に係るご協力



租税教室講習会（大月税務署）

と併せて、絵画コンクールにおける富士吉田市長賞選定等に係るご後援の快諾を頂きました。

六月十二日 大月税務署会議室に於いて租税教室講習会を実施。甲府税務署河西忍広報広聴官より支部部会員三名が指導を受けました。

六月十五日 本番を間近に控え富士吉田富楽時会議室に於いて租税教室のリハーサルを実施。

六月二十一日 租税教室を下吉田第二小学校で開催。六年生八十名を前に、大月税務署下倉統括官、明石調査官、小笠原専務理事が見守る中、私河内が初めて講師を務めました。白井副支部長の慣れたアシスタントのお陰で無事に務めることができました。児童の皆さんも真剣に聞いて頂き、鋭い質問も出され大変有意義



租税教室 1億円体験（下吉田第二小学校）

な租税教室になりました。終わりに一億円が登場し、「重いね」、「一人では持てないね」などと大喜びでした。今回の租税教室で将来の納税者となるこども達が、税金は何に使われているのか、なぜ必要なのか、なぜ納めなければならないのか、税金の大切さを学んで頂けた事と思います。

七月十二日 西桂小学校久保寺正史校長先生、西桂町教育委員会今泉守夫教育長を訪問し、県下四単位会共催となる税に関する絵はがきコンクールへの協力をお願いいたしました。

七月十四日 禾生第一小学校渡邊正司校長を訪問し、税に関する絵はがきコンクールへの協力をお願いいたしました。三校の児童の皆様には、夏休期間



租税教室 講話（下吉田第二小学校）

に頑張つて描いて頂き、素敵な作品が集まり、表彰式で受賞された児童の喜ぶ姿が見られることを楽しみにしています。関係各位におかれましてはなお一層のご支援とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

女性部会富士吉田支部長 河内 正子



絵はがきコンクールお願い（西桂教育長）



絵はがきコンクールお願い（西桂小学校）

その他の活動報告

広報誌封入作業

四月二十八日(金) 大月法人会館



広報委員会

七月二十日(木) 大月法人会館



申告優良法人表彰

登り坂石油(株)

六月五日(月) 登り坂石油(株)本社



新設法人説明会

六月二十二日(木) 大月法人会館



大月税務署長・統括官離任の挨拶

六月二十七日(火) 大月法人会館



決算法人説明会

六月二十六日(月) 大月法人会館
八月二十三日(水) 大月法人会館



全法連広報委員会

七月二十一日(金) リモート



県連理事会

四月二十六日(水) 甲府記念日ホテル





新入会員紹介

○有限会社 西村ガラス・アルミ建材
(都留市上谷二一五―九)

代表取締役 西村 圭介

○富士山麓電気鉄道株式会社
(富士河口湖町船津三六四―)

代表取締役 上原 厚

○フジプラット株式会社
(富士吉田市竜ヶ丘二四―七 田幸ビル一〇三)

代表取締役 平井 孝二

○株式会社 市川工業
(上野原市大柵四七一―二)

代表取締役 市川 和典



建設資材・住宅機器・機械工具

代表取締役社長
内 藤 隆 光

〒401-0021

山梨県大月市初狩町下初狩911-4

T E L 0554-25-6341

FAX(兼) 0554-25-6934

夜間TEL 0554-25-6776

E-mail : naito-k@vesta.ocn.ne.jp

株式会社 **ナイト-建商**



香 雪 閣

濱野屋

HAMANOYA

濱野屋ティートラスト有限公司

〒401-0013 山梨県大月市大月1-3-3

TEL 0554-22-1372



詳細はQRコードを
ご覧ください

山梨県連令和六年度税制改正に 関する提言を全法連へ提出

令和五年六月九日(金)、甲府法人会館に於いて県連税制委員会が開催され、県下4単位会から提出された税制改正提言書及び「税制改正に関するアンケート調査」による会員企業の要望等を踏まえ、次のとおり山梨県連提言書として全法連へ提出しました。

一般社団法人山梨県法人会連合会 令和六年度税制改正に関する提言

総論

令和5年度税制改正は政府の「持続可能で格差の少ない強い成長の基盤を作り上げる」という「新しい資本主義」実現という理念に基づいて改正が行われた。

法人税制については研究開発税制で投資増加のインセンティブの強化や中小企業者等の法人税軽減税率の特例の延長等が行われた。

個人所得税では家計の資産を貯蓄から投資へ積極的に振り向けるため、株式の運用益が非課税になるNISA(少額投資非課税制度)の抜本的拡充・恒久化、さらに公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、贈与税では子や孫への教育資金を一括贈与する場合の非課税措置の見直しなどが行われたが、今回の改正では成長促進だけが先行して格差是正は後回しになっている。

また、今回の大綱には大幅に増やす防衛予算をまかなう目的で法人税や所得税、たばこ税の増税も記された。抜本的に防衛予算を増やすのであれば安定財源の確保は必要であるが今回の大綱では富裕層への優遇がほとんど是正

されず国民に税負担を求めても説得力は乏しい。

税金は社会が必要とする行政経費を国民で分かち合うために存在する。能力に応じた負担を求める税制の機能を回復させることが政府に課された責務である。

財政の健全化に向けて

内閣府が1月に公表した財政健全化の指標となる国と地方の基礎的財政収支(プライマリーバランス≡PB)の黒字化の試算によると2025年の収支は高い経済成長が実現した場合でも1兆5千億円の赤字で歴史的な防衛費の増額などで赤字幅は2022年7月の試算より1兆円の悪化となり、PBの黒字化は2026年度とし黒字幅は2、5兆円との試算が出ている。

歳入については、防衛費増額のための法人税、所得税などの増税時期が先送りされたことから増税分が税収に盛り込まれていない。税収全体では前回試算に比べて2022年度の税収が約3兆円上回ったことから23年度以降も上ぶれ、25年度でもこれまでより2兆円多くなると試算された。

こうしたシナリオは24年度以降の実質成長率2%程度、名目成長率3%を見込んでいるが名目成長率が3%を超えたのは過去20年間で1度だけで前提が甘いと言わざるをえない。

歳出については、新型コロナウイルス禍を名目に膨張を続けてきた。当初は規律を守るが、国内総生産ギャップを埋めるという根拠の薄い理由から巨額の補正予算を決め、歳出の中身はあらかじめ積み上げたものではなく使途が決まらないまま予備費や基金に積まれた。

2020年度以降のわが国の補正予

算の規模は例年の3兆円程度から、20年度73兆円、21年度36兆円、22年度31、6兆円と大きく膨れ上がったままで予算の無駄遣いにつながっている。膨張しきった予算を根っこから見直し、歳出を具体的項目ごとに見直し数値の入った改革の工程表を作る必要がある。

社会保障制度について

岸田首相が掲げる異次元の少子化対策として、政府は社会保険の枠組みを使い、会社員らが支払っている保険料への上乗せや事業者が全額負担する子ども・子育て拠出金を増額して児童手当の拡充などの少子化対策案が浮上している。

この社会保険料上乗せには、現役世代に負担が偏り、一律上乗せなら中低所得者に不利、企業も負担増となり賃上げに悪影響、また、リスクに備える保険本来の趣旨にそぐわないなどの課題がある。

かつて小泉内閣時代に小泉首相の「国民から増税の方がいい」という声が出るまで歳出改革をやれ」という指示のもとに「歳出・歳入一体改革」が行われ、社会保険費、公共事業費、人件費など広範にわたってメスが入った。

そもそも財源がなければ、支援拡充は絵に描いた餅である。徹底した「歳出・歳入改革」行い高齢者に偏る社会保障を見直し、負担をどう分かち合うか国民的議論が不可欠である。

行政改革について

コロナ禍の影響で、財政の悪化が深刻化する形になった、このような状況で財政健全化及び社会保障の安定財源を確保するために、増税は不可欠であり、国民に負担を課すのであるから、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削らねばならず、議員定数の削減、歳費の抑制、政党助成金等を削減するなど行政改革を徹底すべきである。

国会議員の調査研究広報滞在費について

国会議員の歳費とは別に毎月支払われている100万円の調査研究広報滞在費は、2021年に見直し論が浮上し、昨年の通常国会で与野党が「今国会中に結論を得る」と合意したにもかかわらず空約束に終わり、その後の臨時国会でも進展はなかったなごらしの状態にある。

調査研究広報滞在費は、使途を公開する義務がなく国会議員が自由に使える「第2の財布」といわれている。国民に負担を求める増税論議の一方で自分達の特権を手放さないのは虫が良すぎる。与野党が一致して早々に法改正を実現すべきである。

マイナンバー制度について

マイナンバー制度は行政事務の効率化を目指して2016年に利用が始まり、最大2万円分のポイント事業などににより本年5月末時点で人口の72、4%までカードの普及が進んだが、一方、マイナカードに絡むトラブルが相次いでいる。

このような中、政府は6月2日にマイナンバーに関する関連法を改正し、2024年秋に現行の健康保険証を廃止して「マイナ保険証」に一本化することを決定した。

また、マイナンバーの年金受給口座とのひもづけを進めるほか運転免許証との一体化やスマートフォンへの搭載等対象範囲を広げようとしているが、全ての医療機関がマイナ保険証に対応するのは容易ではないうえ、マイナ保険証に別人の情報をひもづけるミスや公金受取口座の誤登録、カード取得者が受け取る「マイナポイント」の別人への付与などのトラブルは元をただせばカード普及を急いだ弊害があらわになった格好である。

政府は真のデジタル社会の実現に向けて、十分な期間を設け、国民の不安・

不信を払拭するための強固な個人情報保護やセキュリティ面に十分留意したシステムを構築し国民の理解を得るべきである。

税制関係 租税特別措置の見直しについて

租税特別措置は特定企業や研究開発の支援、地域振興といった政策目標を達成するため、税制上の特例として「研究開発減税」や「住宅ローン減税」など367項目（2022年1月現在）があり、税負担が優遇されているが、この特例を規定する租税特別措置法の第1章第1条には「この法律は、当分の間」となっていて、あくまで一時的な措置であったはずであるが恩恵を受ける業界にとつては既得権益になっている。

財務省が国会に提出した資料によると、2020年度の租税特別措置による税収の減収額は8兆円を超え、同年度の税収の約13%に及び消費税でいえば約3%に相当する。

法人税関連の租税特別措置については、2010年度にできた「租税特別措置の透明化法」に基づいて摘要実態が公表されているが、適用先の企業名や税の減収額は非公開になっている。法人税関連の措置はそのチェックを総務省が点検しているが2021年度の点検対象となった30件のうち23件は客観的なデータがなく不備を指摘された。また、法人税関連以外については総務省の点検対象外となっている。

減収額が税収全体の1割を超える規模にもかかわらず、情報公開や効果のチェックが不十分で「隠れ補助金」とも呼ばれている。防衛費の拡大などが見込まれ、増税圧力が強まるなかで情報公開やチェックが不十分なままでは国民の理解をえるのは難しい。税負担を優遇しておいて十分に検証されていないのは重大な問題であり、それぞれの租税特別措置が有効なのか根本から

見直すべきである。

法人税関係

1. 法人税改革の必要性について

令和5年度の税制改正で売上高が1,000億円以上の企業を対象に法人税負担が15%を下回る国での不足分を日本の親会社の税に上乗せするグローバル・ミニマム課税が令和6年度に導入することが盛り込まれ、法人税収の増加が予想されるが、法人税の高い、低いを判断するには法人税、法人住民税、法人事業税を合わせた実税率ではなく企業の実際の税負担の多寡を示す数値が必要で近年の実際の税負担率は20%を下回り、とくに巨大グローバル企業の負担率は低く、一方、中小企業は法定税率に近い負担になっている。

日本経済の基盤である巨大企業が実際にはどの程度の税負担をしているのか、それを踏まえた議論が必要である。

2. 中小企業の活性化について

中小企業は、地域社会経済の担い手であるとともに日本経済の礎でもある。昨今、コロナ禍にとどまらず自然災害も多発し、かつ大規模化し中小企業を取り巻く環境が一段と厳しさを増している。中小企業の持続可能な税制の確立を求める。

(1) 法人税率の軽減措置等

中小企業に適用される軽減税率の特例15%の延長措置が継続的ななされているが、時限措置でなく本則化すべきである。また、軽減税率の適用所得金額を800万円以下から1,600万円程度に引き上げるべきである。

中小企業の技術革新など経済活性化及び設備投資支援に資する措置として、以下のとおり制度を拡充し、延長措置ではなく本則化すべきである。

- ① 「中小企業投資促進税制」については、対象業種・対象設備を拡充し、中古貸付の用に供する設備も含める。
- ② 「少額減価償却資産の特例」について

は、取得価額の損金算入の上限（合計300万円）を撤廃し、全額を損金算入とする。

③ 「中小企業経営強化税制」等を適用する際には、対象業種・対象設備・措置内容を拡大し、手続きを簡素化するとともに事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定については、弾力的に対処すべきである。

(2) 受取配当等の益金不算入制度の見直しについて

現行の受取配当金等の益金不算入制度は株式の100%を保有する完全子会社や持ち株比率が3分の1を超える関係会社からの株式配当金は全額が益金不算入になっている。

また、株式等保有割合5%超3分の1以下の企業からの配当金は50%を益金不算入、株式等保有割合が5%以下の場合には配当金の20%が益金不算入となっていて課税ベースを縮小している要因となっている。

この受取配当金の課税除外は株式投資の配当だけを優遇する措置であり、同時に投資活動へ注力できるほど資金量のある大企業に対しても優遇措置といえることから応分の負担を求めるべきである。

(3) 役員給与の損金算入について

使用人に対する給与は原則損金算入されるが、役員給与については、一定の給与以外のものは損金不算入となっている。

役員給与は職務執行の対価であり、恣意性のあるものなど課税上弊害があるものを除いて損金算入できるように見直すこと。

また、業績連動給与について経営者のモチベーションを高める観点から同族会社も一定の要件のもとに損金算入を認めるべきである。

- (4) 慶弔費等の交際費からの除外について
法人が支出する交際費等の額は冗費

を節約して企業の自己資本を充実し、企業の体質強化を図るという政策的見地等から法人税法上その全額又は一部の金額は損金不算入となっている。しかし、得意先、仕入先等の慶弔に際し支出する金品等の費用については社会通念上必要であるため、通常要する金額の範囲内であることを要件として交際費から除外すべきである。

(5) 中小企業の減価償却方法について

2016年度税制改正で建物附属設備及び構築物の償却方法について定率法が廃止され、定額法に変更された。また、全ての固定資産についても定額法に一本化すべきとの議論があるが車両や機械装置などの固定資産は均等に価値が減少していくのでは、早期の費用化が抑制され、中小企業にとつては設備投資意欲の減退の懸念があるため定率法との選択適用を認めること。

所得税関係

1. 所得税の見直しについて

所得税は収入の多い人ほど適用される税負担率が高くなる累進課税制度となっているが、現行所得税負担率は合計所得金額が1億円をピークに所得金額が増加するほど減少する通減現象になっている。これは株式の譲渡益や配当金、預貯金や債券の利子といった金融所得に税率の低い分離課税が適用されているため所得税の構造が逆進的になっている。

令和5年度税制改正でようやく是正策がとられ、所得が約30億円を超える超富裕層だけが対象で格差是正には全く不十分である。

分離課税の大幅な引き上げを行い基幹税としての累進課税本来の機能を回復すべきである。

2. 災害控除制度の創設について

現行の雑損控除は災害による損失と盗難、横領による損失が同じ取扱いになっている。

近年は各地で大規模な自然災害が起きている。災害による損失は盗難、横領による損失よりも多額になっていて保険金で損失がカバーでききれないため雑損控除から独立した控除の創設を要望する。

3. 各種控除制度の見直し

所得税に関する各種控除は、社会変化に対応すべきであるが、現行制度の中で給与所得控除、公的年金控除の引き下げや基礎控除の引き上げ又、ひとり親控除の創設等により複雑化が著しく、事務負担などが増加しているため、整理・合理化を図るべきである。整理・合理化にあたっては、税制だけではなく、社会保障制度の在り方なども一体として働き方改革にふさわしいものとなるよう多角的な検討を求める。

4. 年少扶養控除の復活について

年少扶養控除は子供手当の創設に伴い、2011年度に廃止された。しかし2012年度には子供手当が廃止され、児童手当に改組された。児童手当は0歳から中学校卒業までの児童を養育している者に支給されるが所得制限があり、所得制限の前後で児童手当を含めた世帯収入の逆転現象が生じる問題もある。出産と子育ては全ての世帯にとって担税力が減殺されるものであり、子育て支援は実効性があるべきである。このような観点から児童手当のあり方を見直し、年少扶養控除を復活するべきである。

5. 源泉所得税の納付期限について

我が国の取引の決済はほとんどが月末に行われており、諸公課の納期限もおおむね月末となっている。源泉徴収義務者の事務効率の観点から納付期限を給与等の支払月の翌月末日に、納期特例適用者の納期限は1月末日と7月末日に改めることを要望する。

消費税関係

1. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

2022年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）の登録事業者の申請が開始され、本年10月からの導入が迫り全ての事業者に対して、経理・納税方法の変更を強いるものであると同時に、免税事業者は適格請求書を発行できないため、取引から排除や不当な値下げを強いられるおそれや予想され、課税事業者になることを選択することが考えられるが、法人と比べて売上の少ない場合が多い個人事業者にとつては、消費税の納税額は決して少なくない負担となり得るとともに、消費税相当額の転嫁が困難なケースもあることから、免税事業者の要件を満たしているフリーランス・個人事業者のほとんどは、このままだと適格請求書が発行できず廃業や仕事を失うリスクがあるという問題がある。

これらを踏まえ令和5年度税制改正で登録申請における手続きの柔軟化や新たな負担軽減措置等が盛り込まれたが、あくまでも時限的な措置であり、期間がすぎれば全額納税することになる。長年にわたり、帳簿および請求書等保存方式により、所得課税と消費税の計算が一体的に計算できる仕組みが定着していることから、インボイス制度の導入にあたっては、十分な期間を設け、慎重に検討すべきである。

2. 軽減税率制度の廃止について

消費税の軽減税率制度は消費税率10%への引き上げ時に低所得者対策として実施されたが、キャッシュレス決済での買い物へのポイント還元、プレミアム商品券の発行等による政治的な「ばらまき」によって、歳出が歳入を上回る結果となった。

法人会はこれまで消費税増税について事業者の事務負担増、税制の簡素化及び税収確保の観点から、税率10%までは単一税率を要望してきた。「社会保障と税の一体改革」という当初の目的

を達成するために軽減税率制度を廃止すべきである。

また、低所得者対策としては簡素な給付措置の実施を要望する。

3. 事業者免税点制度の廃止について

基準期間の課税売上高1,000万円以下の事業者は消費税の納税が免除されている。消費税は事業者、消費者の信頼の上に成り立っている制度であり、益税等その信頼性を損なう特例措置は廃止すべきである。

事業承継税制の拡充

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。事業に資する相続については、事業継承を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を免除する制度の創設を求める。

相続税・贈与税関係

1. 相続税の課税のあり方について

2013年度の税制改正により、2015年1月1日以降の遺産に係る基礎控除額（5,000万円＋1,000万円×法定相続人の数）が、（3,000万円＋600万円×法定相続人の数）に引き下げられて課税が強化された。その結果、相続の課税件数割合は改正前の2倍程度になっている。課税割合が高すぎるため、基礎控除額を（4,000万円＋800万円×法定相続人の数）に引き上げることが要望する。

2. 相続時精算課税制度非課税枠の拡大等について

相続時精算課税は一定の直系親族間の贈与に認められた特例として、2,500万円までの贈与には贈与税がからず、贈与財産の種類、金額、贈与回

数、年数に制限がなく早期に若年者に多額の財産を移転できるメリットはあるものの、内容の複雑さや、どんな場合に適しているかが分かりづらく、利用したことから発生するデメリットもあり、利用する人が少ないことから、令和5年度税制改正で新たに「年110万円の基礎控除」の枠が加わり、2024年1月以降、相続時精算課税制度を選択した人への贈与でも、年110万円までなら贈与税も相続税もかからず申告もいらない、かなり使い勝手が良くなり利用する人が増える可能性は大きいと思われる。しかしながら、従来からある内容の複雑さとデメリットも残っていることもあり、利用する場合に相当の注意が必要とされている。非課税枠の拡大を含め更なる利用しやすい制度の見直しを要望する。

3. 贈与税基礎控除額の引き上げについて

現行の贈与税の基礎控除額は2001年に110万円に拡大されて以来低い水準に設定されたままであり、資産が高齢者に偏在している。若年層への資産の円滑な移転の促進による消費拡大に寄与する観点からも贈与税の基礎控除額を現行の110万円から200万円への引き上げを要望する。

印紙税の廃止について

印紙税は契約者や領収書などの「紙」に課税されるが電子契約などデジタル文書には課税されないというのは極めて不合理であり、デジタルトランスフォーメーション時代にそぐわないため廃止を要望する。

地方税関係

1. 固定資産税の見直しについて

固定資産税は、特に土地、家屋の長期的な収益低下にも関わらず負担感が大きいのが現状である。家屋の評価については、家屋評価担当者による評価に関する不十分な知識等により評価を見誤

るケースもある。家屋評価の簡素化・合理化を図り、築後経過年数に応じた評価方法にするなど抜本的な見直しをすべきである。

また、近年、空き家、空き店舗が社会的問題となっている。建物の老朽化、腐朽、破損、雑草の繁茂等による景観の悪化や倒壊による周辺住民や通行人への危害、更に犯罪の温床にもつながりかねない。

空き家の解体には費用の負担増などによりなかなか空き家対策が進まない現状となっている。中でも、固定資産税の仕組みがネックとなっていて、土地の上に建物が建っているとして、土地の1に軽減されるのに対して、建物を解体し更地にするなどで固定資産税が最大で3〜4倍程度になってしまいうという問題が生じる。空き家対策を進める観点から建物を解体し、更地にした固定資産税の負担調整措置を講じる必要がある。

2. 償却資産に対する固定資産税の廃止について

償却資産に対する固定資産税は、中小企業にも課税されるため、中小企業の設備投資を阻害している。特に、製造業を中心とする多額の設備を有する企業においては固定資産税が高負担となっており、企業収益を圧迫し、企業競争力に悪影響を与える。国際的にも事業用資産に対する課税が稀であることから廃止を要望する。

3. 不動産取得税について

不動産業者が商品として仕入れる土地や建物は販売を目的として取得するもので取得者が使用するものではない。不動産取得税の減免又は免税を要望する。

4. 超過課税について

住民税の超過課税は主に法人が対象とされており、長期間にわたって課税を実施している自治体が多く、課税の

公平を欠く安易な課税と言わざるを得ない。超過課税を実施している自治体は出来るだけ早く標準税率に戻すべきである。

5. その他

(1) 森林環境税の二重課税の解消と森林環境譲与税配布基準の見直しについて

森林環境税は2018年度の税制改正で導入され、2024年度から住民税に一律1,000円が上乗せされる。しかし、森林環境税は同じ森林整備の名目ですでに全国37府県と横浜市で独自に導入されていることから、導入している県にとっては、2024年度以降は「二重課税」となってしまいう。制度開始までに二重課税とならないよう調整・対応が必要である。

また、森林環境税を財源として自治体に配る森林環境譲与税は、2019年度から市区町村及び都道府県への譲与が始まり、使い道が森林整備及びその促進に関する費用とされているが、現行の配布基準は私有林人工林面積50%、林業就業者数20%、人口30%となっていて森林が少なく林業が盛んではない都市部に相対的に多い額が配分され、森林が多い自治体に十分な配分がされないような算定基準となっている。納税者から納得が得られる算定基準の見直しが必要である。

(2) ガソリン等税制の根本的な見直し及び揮発油への二重課税の解消について

揮発油税は道路の建設や修理を目的とするために使用される目的税として徐々に税率が引き上げられ、1974年にはガソリン1L当たり本則税率28.7円に25.1円を加えた53.8円の暫定税率が続いている。本来時限期間であるはずの暫定税率が長年にわたっていて、道路特定財源であったにもかかわらず、道路整備が行き届いた現在では本来の目的以外にも使われている。さらに、消費税が導入されて以降はこの揮発油税に消費税(5.4円)が課せられている。また同様に軽油も暫定税率となる軽油引取税1L当たり32.1円が課せられている。

近年の原油価格高騰は円安の進行とロシアのウクライナ侵攻後さらに拍車がかかり、ガソリンの高止まりは国民生活や経済活動に影響を及ぼし、ガソリンの全国平均価格が3か月連続で160円を超えた場合、ガソリン税を25.1円引き下げるトリガー条項の発動も検討されたが、政府は2022年1月からガソリンなどの燃料価格の上昇を抑えるため、石油元売り会社に補助金を支給する「燃料油価格激変緩和策」を実施し、現在は1リットル168円を基準価格とした上で、それを上回る分について25円(上限額)までは全額を、上限を超えた分についてはその半額を支給している。2023年1月から5月にかけて、この25円の上限額を毎月2円ずつ引き下げ、6月以降については段階的に縮小する方針を示しているものの、今後も原油価格の高騰が続けば、際限なく補助金(税金)の投入が続く悪循環に陥る可能性が大きい。また消費者にとってはガソリンが値上がりしないのはありがたいが、結果的に別の形で消費者の税負担増は避けられないはずである。

政府はガソリン等税制の抜本的な見直しを2025年までに実施するとしているが、今後も原油が高止まりすることが予想されることから、国民生活や経済活動に必要不可欠なガソリン等燃料の適正価格の在り方やエネルギー源の多様化や省エネ、脱炭素をどうするのかなど、今後を見据えたガソリン等の税制改革の実現と揮発油税への二重課税を直ちに解消することを要望する。

(3) ふるさと納税制度の見直しについて

ふるさと納税制度は大都市から地方へ税収移転を目的に始まった制度であ

るが、人気の返礼品がある自治体に寄付が集中し、自治体で税収を奪い合う構図が続いている。

総務省が公開したデータによると、2021年度の寄付額は過去最多の8,302億円に対し、46%にあたる3,851億円が経費になっていて住民サービスに使われるべき税金の約半額が経費として消えている。

さらに寄付を受けた分から経費を引いた収支では全国の自治体の27%が赤字で、高止まりする経費が赤字の要因になっている。返礼品の調達として地元で落ちる分はまだしも、少なくとも金額が仲介サイトへの手数料として特定企業に流れ、ゆがんだ政策になっている。手数料の制限など制度見直しを検討すべきである。

(4) 租税教育について

租税教育は、少子高齢化がすすむ現在において、超高齢化社会の現役世代となる子供たちが、税の意義や税が果たす役割について、正しい理解を深めることは極めて重要であるため、学校教育のみならず、社会全体で取り組むべきものであり、その対象を大学生や社会人まで拡大するなど、国民全体で税について考える環境整備が必要である。

(5) 震災復興について

東日本大震災からの復興に向けて、2021年度から25年度までの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、これまでの効果を十分に検証し、予算執行を効率化するとともに、原発事故の対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。

大月税務署人事異動のお知らせ

令和5年7月10日

官 職 名	現 任 者		前 任 者	
	氏 名	前 任 署	氏 名	異 動 先
署 長	清田 康隆	東京局 調査第四部調査第55統括官	佐藤 清	退官
総 務 課 長	吉田 正	武蔵府中署 資1統括官	森田 政雄	相模原署 総務課長
管理運営・徴収統括官	鈴木 匡一	練馬西署 徴上席	井澤 隆広	町田署 徴統括官
個 1 統 括 官	今泉 孝弘	木更津署 個2統括官	松本 卓雄	東京局 税務相談室税務相談官
個 2 統 括 官	桶作 聡	(留任)		
資産統括官	小坂 篤志	横浜南署 資2統括官	新井 秀宜	向島署 資統括官
法 1 統 括 官	大山千奈美	鰺沢署 法統括官	下倉 貴幸	八王子署 法1統括官
法 2 統 括 官	天野 忠人	(留任)		
法 3 統 括 官	住友 卓二	川崎北署 法4上席	窪澤 昭博	甲府署 法3統括官
法1総括上席	河合 孝幸	(留任)		
法1審理調査官	明石 裕也	(留任)		



大山千奈美 法1統括官

● 出身地
山梨県甲府市
● 趣味
愛犬との散歩
● モットー
日に新た



吉田正 総務課長

● 出身地
茨城県ひたちなか市
● 趣味
釣り
● モットー
明るく楽しく



清田康隆 署長

● 出身地
大分県大分市
● 趣味
ウォーキング
● モットー
何事もチャレンジ精神をもつて

新任者プロフィール

前大月税務署長

佐藤 清



離任の御挨拶

令和5年7月を持ちまして、私は定年を迎え、大月税務署長を最後に思い出の多い国税の職場を退官させていただきます。

細田前会長及び山口新会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方の税務行政に対する深い御理解と暖かい御支援をいただいたお陰で大月税務署長の任を最後まで全うすることができ、心より感謝申し上げます。

大月税務署が、私の国税職員として初めての人事異動先であり、また最後の職場となったことは感慨深く、自然が豊かなこの地で一年間は非常に思い出深いものとなりました。

この一年間を振り返りますと、長引く新型コロナウイルス感染症の影響下ではありましたが、本会のみならず、女性部会及び青年部

会を中心とした租税教育や各支部における税務研修会の開催などの税の啓蒙活動等、幅広い事業活動を活発に展開していただきましたことに深く感謝申し上げます。

特に、「小学生の税金絵画コンクール」「小学生の税に関する絵はがきコンクール」及び「高校生の税に関する標語」の選考会において多くの作品を目の当たりにし、次世代を担う子供たちが、税について一生懸命考えていることに対して思いを馳せるとともに、皆様方のこうした御事業への熱意を強く感じたことが印象深く残っています。

また、皆様との意見交換会の機会も多く設けていただき、様々なお話を聞かせて頂きました。こうした、皆様方と共に活動させて頂きましたことは、私の人生において最も思い出に残る一年間であつたと確信しております。

最後になりますが、公益社団法人大月法人会の益々の御発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、離任の御挨拶とさせていただきます。

着任の御挨拶

大月税務署長

清田 康隆



初秋の候、公益社団法人大月法人会の会員の皆様には、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で大月税務署長を拝命し、東京国税局調査第四部第55部門統括国税調査官から参りました清田でございます。前任の佐藤同様、御懇情賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

山口会長をはじめ大月法人会の会員の皆様には、平素から税務行政の円滑な運営に對しまして、深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、正しい税知識の普及活動を目的とした各種説明会・研修会を開催されるほか、納税道義の高揚のための活動として次世代を担う児童・生徒を対象にした「租税教室」並びに、小学生による「税金絵画コンクール」・「税に関する絵はがきコンクール」及び高校生による「税の標語募集」を開催されるとともに、

地域に根ざした社会貢献活動などに熱心に取り組んでいただいております。これもひとえに、山口会長をはじめ、役員並びに会員の皆様の御尽力の賜物であると、深く敬意と感謝の意を表する次第でございます。

さて、皆様御承知のように、消費税の適格請求書等保存方式の導入が本年の10月に、また電子帳簿保存法制度のうち電子取引データ保存制度の導入が来年の1月に迫っております。貴会におかれましては、各支部において研修会を開催していただき、制度の周知・広報に御協力をいただいております。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。私どもと致しましても制度の円滑な実施に向けて積極的な周知・広報に取り組んで参りますので、貴会におかれましても引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、国税庁では令和3年6月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション・税務行政の将来像2.0」を公表し、デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直しに取り組んで参りました。こうした取組を更に加速させるため、当該将来像2.0を改定し「税務行政の将来像2023」を本年6月に公表致しました。こちらでは、従前の「納税者の利便性の向上」と「課税・

徴収事務の効率化・高度化等」に、「事業者のデジタル化促進」が新たな柱として加わりました。事業者の取引全体のデジタル化及び会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進することは、政府全体として取り組む重要な課題の一つとされており、その中で、税務行政のデジタル化と併せて、事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のデジタル化の推進及び事業者の生産性の向上等に向けた施策を進めて参ります。こうした取組を促進していく上では、貴会の皆様方との連携・協力が欠かせないものであります。

なお、令和5年分の確定申告からは、e-Taxで提出された従業員の皆様の給与所得の源泉徴収票の情報がマイナポータル連携による自動入力の対象となり、従業員の皆様によるマイナンバーカードを利用した確定申告の利便性が大幅に向上することから、給与所得の源泉徴収票をe-Taxで御提出いただくよう、会員の皆様への周知を重ねてお願い申し上げます。

結びにあたりまして、公益社団法人大月法人会の御発展と会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心より祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

大月税務署からのお知らせ

インボイス制度説明会等 9～12月開催日程（事前申込制）

大月税務署では、インボイス制度について以下のとおり説明会等を開催いたします。



インボイス制度について知りたい方は**インボイス制度説明会**にお申し込みください。

インボイス発行事業者の登録の要否について検討中で、個別相談されたい方は**登録要否相談会**にお申し込みください。

なお、定員に達した時点で予約の受付を終了させていただきます。



開催日時		名称	定員	開催場所	留意事項	申込み先
年月日	時間					
R5. 9. 8 (金)	13:00～14:15 (受付開始 12:30～)	インボイス制度説明会 ～消費税の仕組みから知 りたい方向け～	30 名	大月市御太刀2-8-10 大月地方合同庁舎	【要事前申込】 9月7日(木)17時まで にお電話で申込みをお願い します。	大月税務署 個人課税第1部門 0554-22-3153
	14:15～16:45 (相談時間 約20～30分)	登録要否相談会 ～登録の要否を検討 されている方向け～	12 名	大月税務署3F会議室		
R5. 9. 25 (月)	13:00～14:15 (受付開始 12:30～)	インボイス制度説明会 ～消費税の仕組みから知 りたい方向け～	30 名	大月市御太刀2-8-10 大月地方合同庁舎	【要事前申込】 9月22日(金)17時まで にお電話で申込みをお願い します。	大月税務署 個人課税第1部門 0554-22-3153
	14:15～16:45 (相談時間 約20～30分)	登録要否相談会 ～登録の要否を検討 されている方向け～	12 名	大月税務署3F会議室		
R5. 11. 1 (水)	13:00～14:15 (受付開始 12:30～)	インボイス制度説明会 ～消費税の仕組みから知 りたい方向け～	30 名	大月市御太刀2-8-10 大月地方合同庁舎	【要事前申込】 10月31日(火)17時まで にお電話で申込みをお願い します。	大月税務署 法人課税第1部門 0554-22-3155
	14:15～16:45 (相談時間 約20～30分)	登録要否相談会 ～登録の要否を検討 されている方向け～	12 名	大月税務署3F会議室		
R5. 12. 5 (火)	13:00～14:15 (受付開始 12:30～)	インボイス制度説明会 ～消費税の仕組みから知 りたい方向け～	30 名	大月市御太刀2-8-10 大月地方合同庁舎	【要事前申込】 12月4日(月)17時まで にお電話で申込みをお願い します。	大月税務署 個人課税第1部門 0554-22-3153
	14:15～16:45 (相談時間 約20～30分)	登録要否相談会 ～登録の要否を検討 されている方向け～	12 名	大月税務署3F会議室		

申込みの際は、**お名前、連絡先、参加希望日時及び参加人数**をお伝え下さい。

大月税務署からのお知らせ

電子帳簿保存法

電子取引データの保存方法をご確認ください

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務がある方は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

どのようなデータの保存が必要なの？

- 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれるデータを保存する必要があります。
 - 受け取った場合だけでなく、送った場合にも保存する必要があります。
- ※ あくまでデータでやりとりしたものが対象であり、紙でやりとりしたものをデータ化しなければならない訳ではありません。

どのように保存する必要があるの？

- 改ざん防止のための措置をとる必要があります。
- 「日付・金額・取引先」で検索できる必要があります。
- 「改ざん防止のための措置」や「検索のための簡易な方法」については、裏面をご確認ください。
- ディスプレイやプリンタ等を備え付ける必要があります。

※ ファイル形式は問いませんので、PDFに変換したものや、スクリーンショットでも問題ありません。

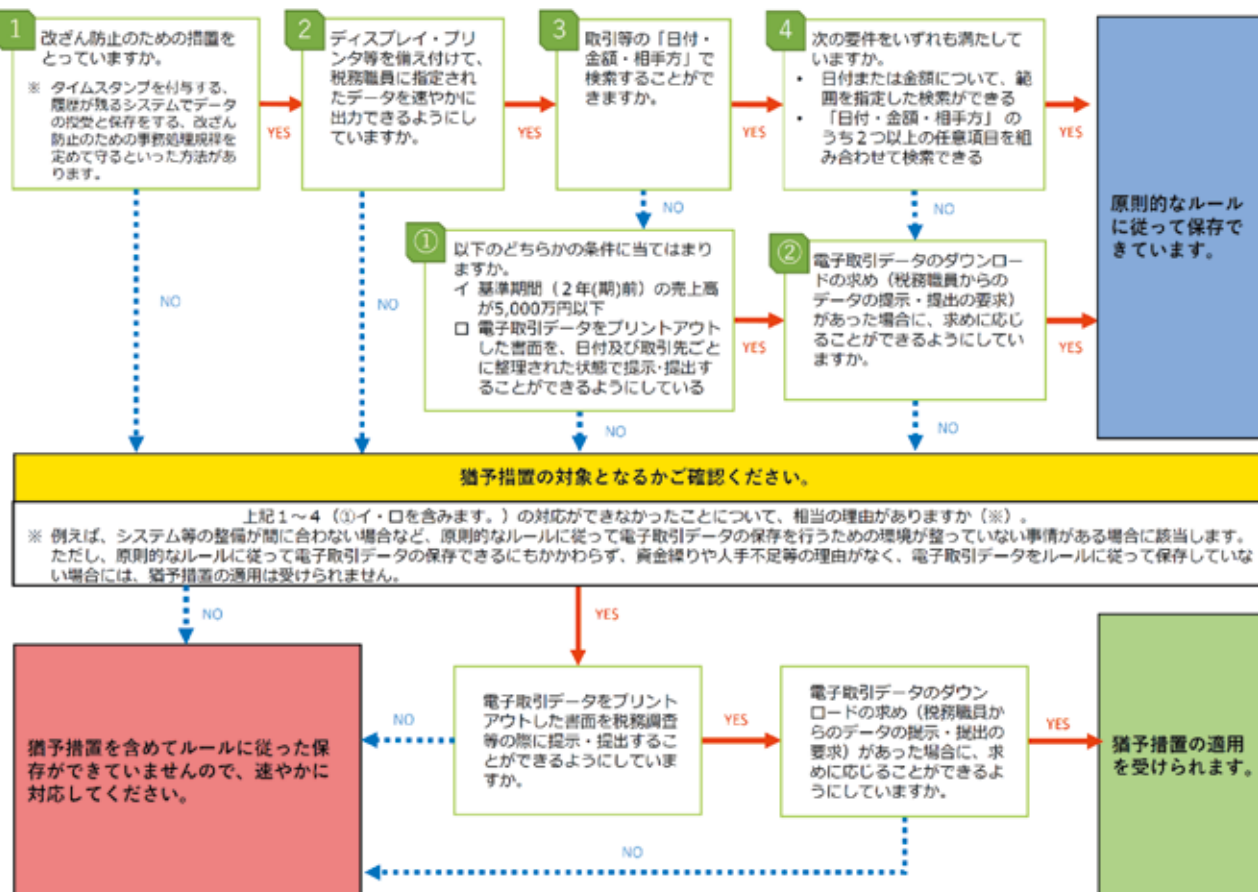
もっとくわしく知りたいときは？

電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画などを国税庁ホームページの「[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)」に掲載しています。

こちらから特設サイトにアクセスできます



電子取引データをルールに従って保存できていますか？【令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データ用】



e-Tax 推進協議会からのお知らせ

電子納税証明書(PDF)が さらに便利に! スマホで請求! スマホで受取!



電子納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からもe-Taxを使って請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください!

電子納税証明書(PDF)の請求から受取まで新たにスマホでもできるようになりました!



電子納税証明書(PDF)のメリット!

- ✔ **メリット01** 税務署窓口に行く必要がなく、**請求から受取まで非対面**でできます!
- ✔ **メリット02** **手数料がオトク!** (1税目1年度あたり370円)
※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円
- ✔ **メリット03** 期限内であれば、書面として**何枚でも**印刷してお使いいただけます!
※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。
- ✔ **メリット04** 期限内であれば、ダウンロードした電子データは**何度でも**お使いいただけます!



……簡単な3ステップ 請求から受取までの流れ……



留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。
スマホを利用した電子納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。

詳しい
手続きは
こちらから▶



読み取れない場合はこちらから
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozel/nozel-shomei/01.htm>

企業の経営者の皆様へ

自主点検チェックシートを活用しましょう

法 人 会

～企業の税務コンプライアンス向上のために～

法人会では、企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、企業における内部統制面や経理面に関する自主点検を推奨しています。

企業を成長させるためには、売上を増やし、利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。

内部統制や経理水準の向上は、「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にも繋がることを期待できます。

一方、これがしっかりしていない場合には、「売掛債権が未回収となる恐れがある」「重要書類を紛失してしまうことがある」「会社の資産が不明確になる可能性がある」など経営上の大きな問題へ発展することもあります。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート」を作成しています。

この取り組みは、経営者の皆様がチェックシートを活用し、企業自らが自主点検することを通じて、税務コンプライアンスを向上させ、自社の成長を目指し、ひいては税務リスクの軽減にも繋がることを期待するものです。

経営者の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひ「自主点検チェックシート」をご活用ください。

《法人会とは》

法人会は税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。

法人会は税務署の管轄地域ごとに440の単位法人会があり、県単位の連合体として41都道県連で組織され、約75万社の企業が加入している団体です。

公益社団法人大月法人会

〒402-0001

山梨県都留市田野倉 222 番地 1

電話 0554 (45) 6565

FAX 0554 (45) 6465

MAIL info@otsuki-hojinkai.jp

URL <http://www.otsuki-hojinkai.jp>

みんなで 「食品ロスの削減」に 取り組んでみよう!



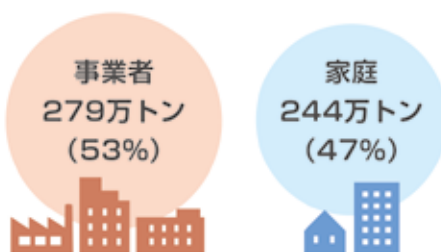
「食品ロス」ってなんだろう?

まだ食べることができるのに、捨てられている食品のことをいいます。

日本の「食品ロス」は年間523万トン^(※)で、食品ロスの約半分は家庭からでています。日本の人口1人当たり、毎日、おにぎり1個分(114g)の食べ物を捨てている計算になります。



日本全体で年間523万トン



(※) 令和3年度推計(農林水産省・環境省)

「食品ロス」を減らすには……

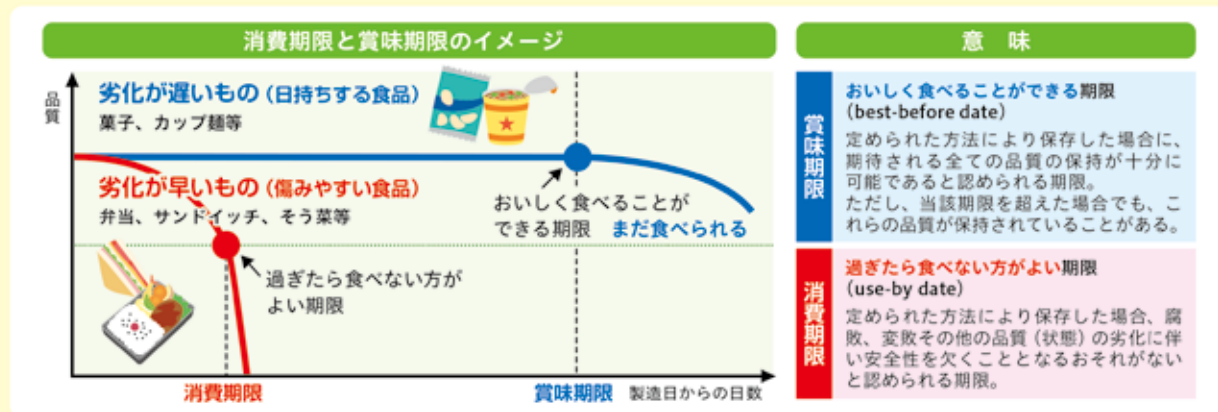
食品の期限表示を正しく理解することが大切です。

「消費期限」と「賞味期限」を正しく理解することで「食品ロス」の削減につながります。

「消費期限」 → 「過ぎたら食べない方がよい期限」

「賞味期限」 → 「おいしく食べることができる期限」

※表示されている期限は開封前の期限ですので、一度開封したら期限に関わらず早めに食べましょう。



(消費者庁「食品ロス削減ガイドブック」より)

今日から実践! ～身近な事から始めよう～

買 物

① 事前に冷蔵庫内などをチェック!

メモ書きや **スマホ等で食材を撮影** して、期限表示とあわせて確認する方法が有効。

② 必要な分だけ買いましょう!

家にある食材を確認 し、必要な分だけ買いましょう。

③ すぐに食べるなら、商品棚の手前から取りましょう。

商品棚の手前から奥にかけ、期限が長いものが置かれることが多く、奥から商品を取ると手前の商品が売れ残り、期限も近づき廃棄されてしまう場合があります。**スーパーやコンビニ** などでは、**商品棚手前** に置かれた商品には値引きシールが貼られていることがあります。



調 理

① 食べきれる量を作りましょう!

体調を把握、健康にも配慮。また、家族の予定なども考慮しよう!

② 残っている食材から使いましょう!

③ 調理を工夫してみよう! (ちょっとした工夫も楽しもう)

野菜の皮を薄く切ったり、食材によっては、茎や根元など食べられる物もあります。



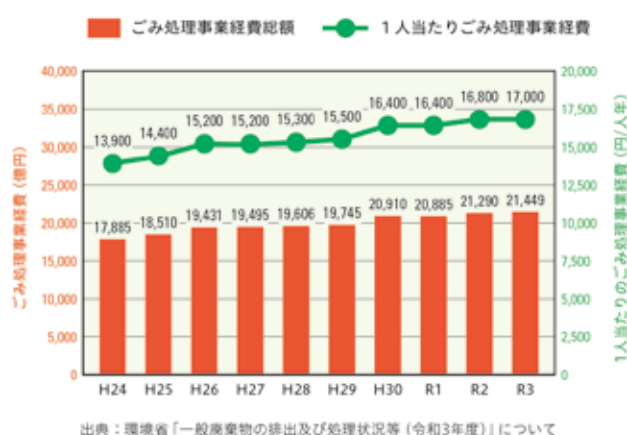
「食品ロス」を
減らすことは……
地球にもやさしいね

「食品ロス」削減は、地球温暖化の原因である二酸化炭素(CO₂)を減らすことに繋がります。食品は多くの水分を含んでおり、焼却時に多くのエネルギーを使用し、二酸化炭素(CO₂)が発生します。また、重量のある生ごみを減らすことでごみの運搬に使う燃料も減ります。

家庭からの食品ロスは、一般廃棄物の一部として処理され、焼却処分するための費用は、税金で賄われています。食品ロスを含む一般廃棄物の処理費用に年間約2.1兆円^(※)が使われています。

(※令和3年度)

■ごみ処理事業経費



お問い合わせ先

公益社団法人大月法人会

電話 0554(45)6565 FAX 0554(45)6465

URL <http://www.otsuki-hojinkai.jp>

～法人会 女性部会は「食品ロス」の削減に取り組んでいます～

睡眠の見直しからはじめる 5 免疫力の高め方

第2章 免疫力と睡眠の関係

つづき

4) ストレスと免疫と睡眠の関係

【ストレス】

医学や心理学の領域では、「こころや体にかかる外部からの刺激をストレスーといい、ストレスーに適応しようとして、こころや体に生じたさまざまな反応をストレス反応」と定義しています（引用：厚生労働省 HP）。

定義はこのようになりますが、一般的なイメージでは、精神的ストレス＝苦痛や精神的疲労を感じる負の現象ではないでしょうか。

精神的な疲労感と免疫反応と睡眠の間には相関関係があることがわかっています。そして、それらは連動して動く傾向があるという結果があります。

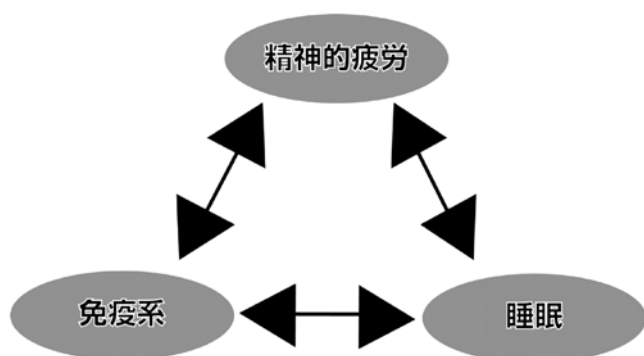


図2 精神的疲労、免疫系と睡眠の関係

精神的に弱っている状態やうつ状態の人ほど風邪にかかりやすいというデータもあります。

精神神経免疫学の分野では、上記のことから、免疫系を自己制御する（免疫を適切に働かせる）ためには、体調管理だけでなく、精神的なリラクゼーションが不可欠です。

例えば、マインドフルネス瞑想などを取り入れるとよいと推奨されています。

もともと睡眠には、肉体疲労と脳疲労の回復という目的やストレスを軽減する効果があります。

しかし寝る前は悩まない、起きている間にある程度ストレスを解消するなど対処しておかないと睡眠の質は低下します。睡眠で対処しきれない精神的ストレスは、最悪、不眠障害へとつながります。



- ①起きている間に、ストレス解消をする。
 - ②ストレスーに対する捉え方、思考を変える。
 - ③寝る前はリラックスタイムを設ける。
 - ④寝る前はストレスーから思考を切り離す。
- 寝床は寝るところ。布団の中で悩まない。

など、ストレス対策を取り入れて、免疫力を落とさずしっかり発揮し、睡眠の質を上げましょう。





神社めぐり

第55回

箭弓神社（旧指定村社）

鎮座地 北都留郡小菅村川久保四六四一

御祭神 天日鷲命

例祭日 八月第一土曜日

宮司 守岡栄喜

総代長 増田寛行

境内地 八三一四坪

氏子戸数 五八戸

由緒沿革

文明十年（一四七八年）小菅遠江守藤原朝臣信景が造営。小菅・丹波山両村の領主にして、城跡は神社の東北上にあり当時は小菅丹波の総社であった。

応永三年（一三九六年）、永正十七年（一五二〇年）の鰐口あり、棟札は文明十年より幕末まで十七枚あり、宮主・願主は小菅一族、神主は青柳・留浦村の酒井、村の杉田、丹波山村の守岡。神領境内一五五一坪、社殿・神楽殿、昔より有り現在の拝殿は、大正時代建立、社殿は昭和六十三年再建。祭日陰七月二十七日、現在祭日、八月第一土曜日、神主は丹波山村守岡。

箭弓神社の獅子舞は昔、

伊勢神宮より各国に一組の獅子舞を許し、甲斐の国には、一宮にこれを授与し、小菅村（三ヶ村、川久保・池の尻・田元）に伝授し、毎年祭典に奉納、余興として獅子舞をせり、又、悪疫流行の時は疫病神の神送り、寺の祈祷に獅子舞をせり、舞の種類には、十二種類あり、現在は四種類が演じられている。





ホテル鐘山苑

〒403-0032
山梨県富士吉田市
上吉田東9-1-18
TEL0555-22-3168
FAX0555-22-3935

随時ブライダルフェア開催中です
詳しくはホームページをご覧ください
検索は【ホテル鐘山苑 ウェディング】



Hotel Kaneyamaen